

延暦寺学園比叡山高等学校「いじめ等防止委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国のいじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)にもとづき、「いじめ等防止委員会」の設置および運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 校内に標記委員会を設置し、その徹底した取り組みを通して、いじめ・暴力行為等の防止に努め、高校生一人一人が心輝せる学校を作ることとする。

(組織)

第3条 「いじめ等防止委員会」委員は、以下のメンバーで構成する。

メンバー：教頭、学年主任、教務主任、進路指導主任、生活指導主任、学年・教務・生活指導・進路指導の各人権係、人権教育主事、保健(1名)、スクールソーシャルワーカー

「いじめ等防止委員会」委員長には、教頭があたる

(取組)

第4条 「いじめ等防止委員会」は、関係部署の協力を得ながら、次のような取り組みを行う。

(1) いじめ等の未然防止にむけた取組

- ①人権を尊重する精神の醸成
- ②定期的なアンケートの実施
- ③相談体制の充実
- ④いじめ等防止にむけた研修会の実施

(2) 生起事案の状況把握および分析

- (3) いじめ等を受けた生徒・保護者に対する相談・支援
- (4) いじめ等を行った生徒・保護者に対する指導・助言
- (5) 専門家への相談
- (6) 県総務部総務課など関係諸機関との連携

(会議)

第5条 毎月定例で行なわれる会議は、上記のメンバーのうち、教頭・学年・教務・生活指導・進路指導の各人権係、人権教育主事、保健、スクールソーシャルワーカーで実施する。

個別の事象が生じた場合には、教頭が臨時の委員会を招集し、学年・分掌主任を含み協議を行なう。また必要に応じてケース会議を招集し、対応を協議するものとする。

付則 この要綱は、平成26年1月8日より施行する。

令和2年3月17日 改訂